

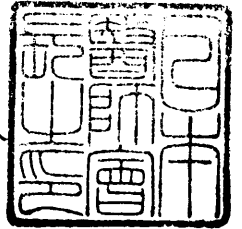
日医発第967号（年税）38

平成22年 2月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥 人



独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添のとおり変更した旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。



企企第 0208001 号

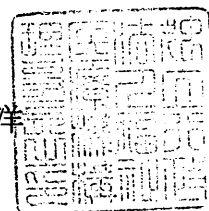
平成 22 年 2 月 8 日

日 本 医 師 会

会 長 唐 澤 祥 人 殿

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長 野 洋



独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、平成 22 年 2 月 10 日以降の貸付けから適用することとしましたので通知します。

固定金利

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成22年2月10日改定

施設の種類	資金の種類		利率	
			新	旧
病院	新築資金		年 1.70%	年 1.60%
	増改築資金	甲種	年 2.20%	年 2.10%
		乙種		
長期運転資金		年 2.20%	年 2.10%	
診療所	新築資金		年 1.70%	年 1.60%
	増改築資金	甲種	年 2.20%	年 2.10%
		乙種		
	機械購入資金		年 2.20%	年 2.10%
長期運転資金				
介護老人保健施設 指定訪問看護事業	全資金		年 1.80%	年 1.70%
助産所 医療従事者養成施設	全資金		年 2.20%	年 2.10%
国立病院等の譲受に要する資金			年 1.70%	年 1.60%

【備考】

	(改定後)	(改定前)
1 耐震化整備事業		
(1) 耐震改修を行う病院又は診療所の乙種増改築資金	年 1.70%	← 年 1.60%
(2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金	※1 年 1.20%	← 年 1.10%
2 医療施設近代化施設整備事業		
(1) 当該事業を行う病院の乙種増改築資金	年 1.70%	← 年 1.60%
(2) 当該事業を行う診療所の経営安定化資金	年 1.75%	← 年 1.65%
3 都道府県知事が認める増改築資金（減床する場合に限る。）	年 1.70%	← 年 1.60%
4 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るもの	年 2.20%	← 年 2.10%
5 病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金	年 1.70%	← 年 1.60%
6 介護老人保健施設の経営安定化資金	年 2.20%	← 年 2.10%
7 アスベスト（石綿）除去等の整備事業に係る乙種増改築資金		
病院、診療所等	年 1.80%	← 年 1.70%
介護老人保健施設、指定訪問看護事業	年 1.75%	← 年 1.65%
8 病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備事業に係る資金	年 1.70%	← 年 1.60%
9 療養病床転換支援資金	年 1.70%	← 年 1.60%
10 経営環境変化に伴う経営安定化資金	年 1.70%	← 年 1.60%
11 出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金	年 1.20%	← 年 1.10%
12 地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金	年 1.70%	← 年 1.60%
13 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備に係る優遇措置の対象となる資金	※2 年 1.20%	← 年 1.10%

※1 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率（上記の表の該当する欄の利率）となる。

10年経過後金利見直し(当初10年)

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成22年2月10日改定

施設の種類	資金の種類		利率	
			新	旧
病院	新築資金		年 1.20%	年 1.20%
	増改築資金	甲種		
		乙種	年 1.70%	年 1.70%
診療所	新築資金		年 1.20%	年 1.20%
	増改築資金	甲種		
		乙種	年 1.70%	年 1.70%
介護老人保健施設	全資金		年 1.30%	年 1.30%
助産所 医療従事者養成施設	全資金		年 1.70%	年 1.70%
国立病院等の譲受に要する資金			年 1.20%	年 1.20%

【備考】

	(改定後)	(改定前)
1 耐震化整備事業		
(1) 耐震改修を行う病院又は診療所の乙種増改築資金	年 1.20%	← 年 1.20%
(2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金	※1 年 0.70%	← 年 0.70%
2 「医療施設近代化施設整備事業」を行う病院の乙種増改築資金	年 1.20%	← 年 1.20%
3 都道府県知事が認める増改築資金（減床する場合に限る。）	年 1.20%	← 年 1.20%
4 病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金	年 1.20%	← 年 1.20%
5 アスベスト（石綿）除去等の整備事業に係る乙種増改築資金		
病院、診療所等	年 1.30%	← 年 1.30%
介護老人保健施設	年 1.25%	← 年 1.25%
6 病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設 の整備事業に係る資金	年 1.20%	← 年 1.20%
7 地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金	年 1.20%	← 年 1.20%
8 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備に係る優遇措置の対象と なる資金	※2 年 0.70%	← 年 0.70%

※1 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率（上記の表の該当する欄の利率）となる。